

2022年12月16日

東京地方最低賃金審議会 御中

目黒区鷹番 3-1-1-302

目黒地区労働組合協議会  
議長 井上晴雄

目黒地区労働組合評議会（以下：目黒労協と略）は、12月16日、東京労働局長あてに  
**「地域別最低賃金 再改正の要請」**を行いました。

東京では度重なる物価高騰の先頭に立っており、2022年11月の東京都区部消費者物価総合指数中旬速報値（11月25日総務省）では、前年同月比で3.8%と更なる上昇率となっております。食料は7.6%、ガス代は32.5%、電気代は26.0%もの上昇となっています。持家の帰属家賃を除く総合は4.7%です。

目黒労協では、この物価高騰に対して、東京の最低賃金の再改定が早急に必要と考えます。そのために、東京労働局長あてに、別紙の要請をおこない、貴審議会に最低賃金の再改定の検討を諮問するように要請したものです。

地方最低賃金は、各地の最低賃金審議会での検討がなされ、その諮問をもとに各地域の労働局長が決定するものであり、審議会の開催し検討を諮問することを求めたものです。再改定には審議会での検討が不可欠であり、その結果として「再改定の必要なし」となることもあり得ましょう。40年ぶりの物価高騰といわれますが、40年以上前には最低賃金が2～3年に一度しか上がらなかった時期もあります。しかし、国会での論議でもあきらかですが、最低賃金の改定を「年1回」と定めたものではありません。

東京地方最低賃金審議会 運営規程は、

### **第2条(会議の招集)**

**審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたときのほか、東京労働局長、6人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。**

と定めています。目黒労協は、東京労働局長に、最低賃金再改定の諮問をもとめますが、同時に貴審議会においても、審議会を招集し、最低賃金再改定の必要性について、早急に検討されることを求めるものです。会長、すべての審議委員に要請いたします。

以上